

弁理士の機械化（AI，ロボット等）代替可能性

『週刊ダイヤモンド』2016/8/27号に「独自試算！本当に消える職種ランキング 100」と題する記事が掲載されました。その内容を一部紹介すると「2015年末、野村総合研究所と英オックスフォード大学が導いた結論は、肉体労働者だけでなく知的労働者（ホワイトカラー）こそ、ロボットやAIに取って代わられるという衝撃的なものだった。」「先述の共同研究で公表されたのは職種だけで、機械化代替率は非公表だった。そのため、本誌では、共同研究の対象とされた601職種について独自に試算・・・」とし、ホワイトカラー機械化代替率ランキングとする表が示されています。そのうちの27位に弁理士が、機械化代替率97.99%として、税務職員と同等のものとして掲載されています。



記事によれば、60%以上は機械化代替の可能性大とされており、今後、何らの対応をしない場合には、10～20年以内に、消える職種として極めて高いことが示されています。記事の中には「税理士、公認会計士が狙われる」としていますが、税理士は91.43%（30位）、公認会計士70.79%（43位）であり、これらの職種より高率の97.99%という確率で弁理士は「消える職種」にランクされています。

さらに、「労働力不足から見た『本当に消える職種ランキング』トップ100」の96位に弁理士が入っています。ここでの衝撃的な数値は、年平均の有効求人数が606名に対し、年平均の有効求職者数が1,275名であることと、機械化代替率が97.99%であることです。つまり、就職したい弁理士が、弁理士を求める企業（事務所）等より、2.1倍もあり、さらに職種そのものも97.99%も機械化（AIやロボット等）によって代替可能職種に位置付けられているということです。

さらに、今年に入っても、『週刊ダイヤモンド』2017/4/15号での再度の報道などが行われています。

これらの数値の真偽はともかく、これらの研究では、弁理士は機械化代替率が高い職種であると認識されていることであり、これに符合するように、弁理士の業務の殆どが出願業務である事実があります。そして、知財関係の多くが機械化（AIやロボット等）によって容易に代替されるものであると認識されている、と読み取れることです。

一般にAI、IoT、ロボット等は、膨大なデータを解析し、或いはディープラーニングを駆使して、処理を実行するものであり、定型業務については代替率が高いとされています。一方、創造性や非定型的内容、常に変化する要求に対応することが求められる業務或いは職種は、機械化（AIやロボット等）に馴染みにくい、とされています。

昨年5月のINTA（米オーランドで開催）で展示されていた商標の検索システムと、検索された商標オーナーの世界各国での訴訟やロイヤリティ契約の状況を確認できる検索システムと、を連携して、類似商標等を採用するリスクを機械的に判断し、これに基づいてクライアントに見解を提示すること等は、今まで経験と長年の職務遂行で養われた能力に対して、機械化代替の初歩的なものと位置付けできるものであると思われます。

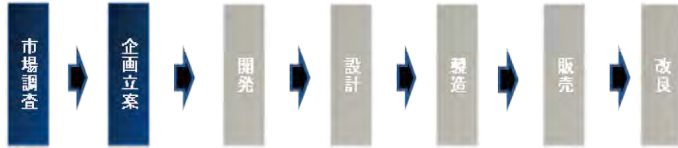
このような激変する環境に対して、どのような対応をするか。何もせずに、時間の経過に身を任せるのか。判断と行動について、我々の業界において、考慮すべき時間的な余裕は、余りにも少ない環境にあることを、感じざるを得ません。

企業活動と特許調査の関係

今回は、製品開発と特許調査との関係について、段階毎に詳しくご説明いたします。

1. 市場調査から企画立案まで

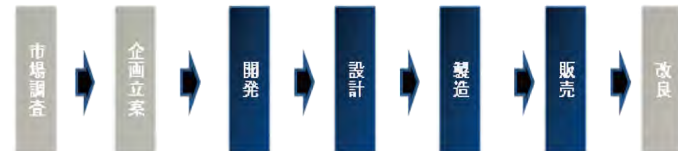
＜主な調査の種類＞ **技術動向調査**



市場ニーズの調査後に、技術や製品を開発してよいのかどうかを判断するために、基本特許はあるのか、現在も有効なのか、どのような技術が主流・派生なのか、強力な出願人がいるのかなどを調査します。

2. 開発から販売まで

＜主な調査の種類＞ **侵害予防調査**

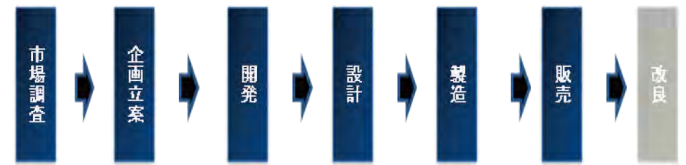


自社開発した技術が他社の権利に抵触しないかどうかを確認するために侵害予防調査を行います。

特許公報の「特許請求の範囲」を重点的に調査します。

3. 特許出願前まで

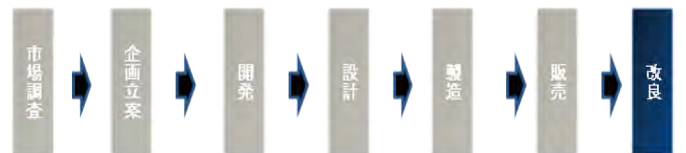
＜主な調査の種類＞ **出願前先行技術調査**



「1. 市場調査から企画立案まで」及び「2. 開発から製造まで」の段階で特許調査を行うことで、特許として権利化できない出願を抑制し、審査時の引用文献を予測して明細書を作成することができます。また、技術課題について調査を行って、開発のヒントに使用することも可能です。

4. 製品改良時

＜主な調査の種類＞ **侵害予防調査**



製品の改良した技術ポイントを対象にして特許調査を行うことで、他社権利の侵害を予防します。

製品の販売数や競合製品の状況を加味して調査の要否を判断します。必要に応じて、過去に行った特許調査の新規発行分（差分）の調査を行います。

登録調査機関 先行技術調査の区分

特許庁は、先行技術調査を外注するにあたり、対象の技術分野を専門性に応じて 39（区分 1～区分 39）に細分化しています。

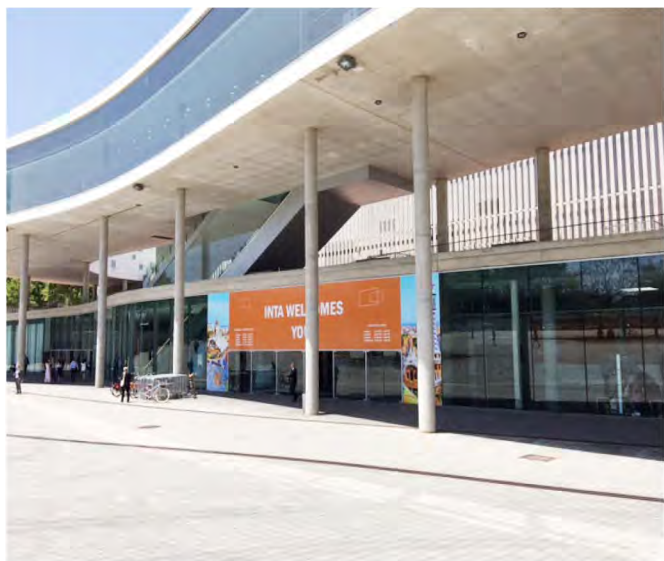
登録調査機関は、調査可能な技術分野（区分）への登録申請を行い、申請が認定されると、その区分の先行技術調査を受けることが可能になります。

弊社では、2017 年 9 月現在、9 区分に登録済み、そのうち 8 区分で実際に先行技術調査業務を受注しております。また、2017 年度中に新たに 1 区分の登録を予定しており、2018 年度には、さらなる区分の受注を目指しています。

＜当社の登録区分（2017 年 7 月現在）＞

区分	区分の名称	登録年月日
8	アミューズメント	2006 年 6 月 5 日
19	福祉・サービス機器	2008 年 4 月 9 日
3	材料分析	2009 年 7 月 1 日
24	医療	2011 年 4 月 27 日
31	電子商取引	2011 年 12 月 22 日
18	熱機器	2013 年 1 月 7 日
27	有機化学	2014 年 12 月 22 日
17	生活機器	2016 年 1 月 7 日
6	事務機器	2017 年 4 月 24 日

INTA 年次総会2017へ参加しました

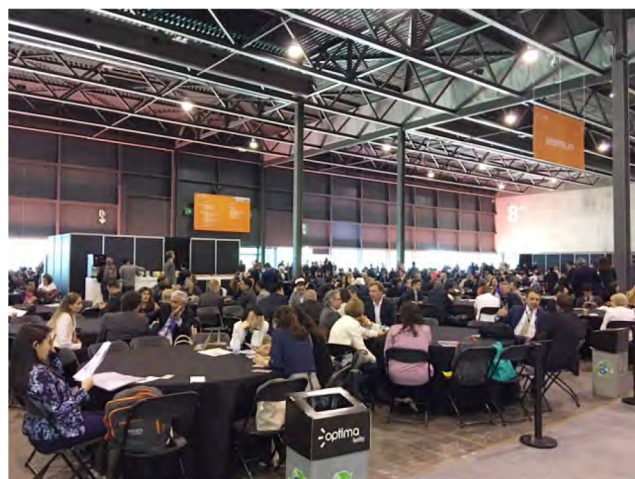


2017年5月20日～5月24日にスペインのバルセロナにて開催された INTA(国際商標協会)の年次総会に、弊所より、所長秋山弁理士、福士弁理士、増田弁理士の3名が参加致しました。

INTA 年次総会は世界最大の商標に関する国際会議となっておりますが、参加者の増加が続いて

おり、今年は過去最高の10,668人の参加人数を記録しました。商標のみならず知的財産に関する専門家及び実務者が世界中から集い、実務レベルの協議や各国代理人同士での個別のミーティングが行われました。

業種により多少の差こそあるものの、国境を越えた取引が活発化するなか、知的財産を国際的に保護することの重要性について、活発な意見交換を行うことができました。



PCT出願のメリットとデメリット

海外特許出願の方法には、当該国への直接出願と、PCT(特許協力条約)による国際出願(PCT出願)があります。日本国特許庁が受理したPCT出願件数は近年増加しており、2016年は44,495件と過去最高になりました(特許庁ステータスレポート2017)。

PCT出願とは、一つの出願願書を条約に従って提出することにより、PCTの全加盟国(2017年7月現在152カ国)に同時に出了願したと同じ効果を得られる出願をいいます。

但し、各国で特許可否審査を受けるには、国内移行手続と翻訳文提出を国毎に行う必要があり、国内移行以降、各国への直接出願と同様の特許庁・

弁理士費用、手続が必要です。

PCT出願自体の手数料分(頁数等により40～90万円)が、各国直接出願より余計に掛かるため、3か国以内なら、費用と手間を考慮するとPCT出願より各国直接出願が有利かもしれません。

PCT出願のメリットとしては、PCT出願では国内移行期限が優先日(最初の出願日)から30ヶ月以内であるため、パリルートによる各国直接出願(優先日から1年以内)よりも、翻訳文準備、出願国選定、国毎の国内手続を先延ばしできます。また、PCT出願後2-4ヶ月で国際調査報告(先行資料調査結果)が得られ、特許性の予測に活用できます。

特許調査に関するお問い合わせは、株式会社技術トランスファーサービス **03-5574-7051** まで、
出願等に関するお問い合わせは、秋山国際特許商標事務所 **03-5574-7055** までお願い致します。

IPデータ集のご紹介

「IP データ集」No.8を4月18日に発行しました。
No.8の内容は以下のとおりです。

第1部 知財に関わるデータ集

- 第1章 日本の知財
- 第2章 世界の知財
- 第3章 経済指標
- 第4章 技術分野別の知財動向

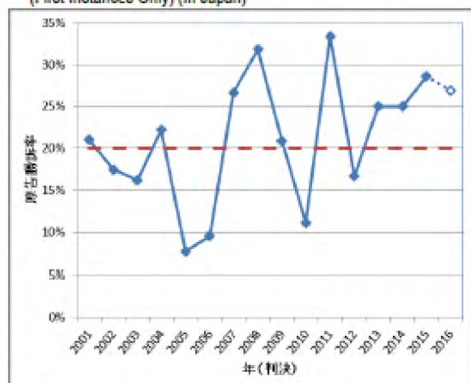
第2部 知財に関するデータ分析

- 第1章 早期審査に関するデータ分析
- 第2章 特許権侵害訴訟事件に関するデータ分析
- 第3章 特許審決データに関する解析

＜第2部 第2章特許権侵害訴訟事件に関するデータ分析
より抜粋＞

2 分析結果（日本） Result of Analysis(Japan)

(1) 日本における特許侵害訴訟の原告勝訴率の年推移（一審のみ） Trend of Plaintiff's Win Rate in Patent Infringement Litigations (First Instances Only) (in Japan)



【出典】知財審判データベース（アスタニューズ社）を元に作成

- ・各年の訴訟件数は、東日本大震災が起きた2011年を除き、20～40件であり比較的少ない。このため、勝訴率については、多少のゆらぎが認められるものの、全体的には20%前後で推移している。
- ・なお、上記のグラフは、判決年別に集計したときの勝訴率の推移を示しているが、提訴年別に勝訴率を集計した場合にも上記のグラフと似たパターンで勝訴率が推移することが分かった。このことは、東京地裁における平均審理期間が約1年であることを反映している。
- ・このデータは最終的に判決が出された事件を集計しており、和解で終了した事件は含まれていない。
- ・原告が実質的に勝利した和解の件数を含めると、原告の実質的勝訴率が約42%であることが知財高裁の殿座隆一所長により述べられている（平成27年3月16日、日本経済新聞朝刊）。

＜お知らせ＞

ご希望の方にこの「IP データ集」（¥ 6,000 税別）を郵送しております（先着 100 名様は無料）。株式会社技術トランスファーサービスホームページの「お問い合わせ」に IP データ集を希望の旨記載頂き、社名、部署名、お名前、住所をお送り下されば、郵送致します。（部数の関係で1名様1部とさせていただきます。）

特許検索競技大会で入賞しました

特許検索競技大会（主催：一般財団法人「工業所有権協力センター」）は、日本で唯一、特許調査の実務能力を評価する大会で、特許調査の実務能力を評価し、参加者の実務能力を向上させるため大会です。試験形式の『大会』と、大会で出題された問題の解説を行う『フィードバックセミナー』の2つから構成されています。大会の結果が、参加者のモチベーションアップと更なる自己研鑽に向けた原動力へとつながり、その後再度大会に挑戦することで自らの成長を確認する、といった実務能力向上サイクルの基点となることを目的としています。

前回の特許検索競技大会 2016 は、特許調査に必要な知識・技能を持った特許調査業務関係者向けのアドバンスコースに全国で325名が参加しました。限られた時間の中で、技術を理解し、論理的に検索式を立て、解答をするという、緊張感がありました。

当事業体から初めての参加でしたが、秋山国際特許商標事務所の角淵由英弁理士に「化学・医薬分野」でシルバー認定証、株式会社技術トランスファーサービス調査部の山中崇行主任に「電気分野」でブロンズ認定証が授与されました。

今後もゴールド認定を目指して大会に継続的に参加し、より高品質の知財サービスを提供できるよう一層の能力向上に励んで参ります。



編集後記

ニュースレター第2号いかがでしたか。今回は2回目ということで、準備期間は創刊号より短くできましたが、どのような記事にすれば読者の皆様に興味を持っていただけるかを考える部分が一番大変です。編集委員が知恵を出し合って作成した本ニュースレターが顧客の皆様のビジネスに少しでもお役に立てればと思っています。

編集委員一同